

じ、藩邸に還りて命を待たしむ。吉川監物、益田右衛門介等應せず。乃ち柳原中納言を關白の邸に遣り、賜ふに勅書を以てす。其文に曰く、

攘夷御親征之儀は、兼々之叡慮被爲在候得共、行幸等之儀は、疎暴之處置有之候段、御取調被爲在候。攘夷之儀は、何處迄も叡慮御確乎被爲在候事故、於長州益盡力可有之候。是迄長州効力朝家候に付、人心も振興之事、向後彌御依頼被思召候間、忠節可相盡候。藩中多人數之内故、最加鎮撫、決て心得違無之様、益勤王可竭忠力旨被仰下候事。

此の勅書の眼目は、行幸等之儀は、疎暴之處置有之候段、御取調被爲在候」の一句だ。此の疎暴の處置と云ふ五字中に、無限の意義が含蓄せられてゐる。

【一五】親征派側の觀察（三）

勅答文

長藩士の憤激は知る可しだ。

長藩諸士意頗る激す。關白邸に在りて、直に答書を草し、之を上る。其文に曰く、
勅書之趣奉畏候。然處御取調之儀は、如何にて御坐候哉。不奉承知候得共、行幸等之儀、既に御決定に相成、正義忠勤と人望も有之候。三條殿を始、有志之公卿方不殘御譴責之御様子。夫而已ならず、堺町御門御固被差除、脇方へ御預け通路をも被差留候由。其外御門とも通路留之御沙汰に相成、殊に人數も多分御引入、諸所警衛被仰付。彼是御模様不尋常、朝廷御一大事と奉存候。諸事如尋常御沙汰被仰付候様奉願上候以上。

これは長藩士としては、尤なる申分だ。其の將來に就てはいざ知らず、現在までのところ、長藩士は別段何等違法の振舞をなしたる事もなく、只管聖旨に獎遵有之候得ば、御座所近く御警衛仕度寸誠而已にて、家來一統疎暴之所行仕候儀は無御座候。此段深御諒察被成下、三條殿を始、速に御復職被爲在其外

再び長文州

したるまでのことであつた。

朝廷は慰諭して、之を退去せしめんと欲し更に勅を賜ふ。其文に曰く、

攘夷一件は、長州所置収容之御事に候。精々御依頼被爲在候。但數人之藩中心得違之輩有之候ては如何故、厚く鎮撫可有之様唯今以勅使被仰下候間心得違無之様之事。

此の勅書は、果して長藩士の心を平らかならしむるを得たる乎否乎。彼等の立場からすれば、御賞詞にこそ預る可きに、御譴責がましき御取扱では、承服出来なかつたのであらう。

是日中川宮より勅諭を在京列藩に頒つ。曰く、

夷狄御親征之儀、未其機會に無之、収慮之處、御沙汰之趣施行に相成候段、全思召に不被爲在候。何れ御親征は可被爲在候得共、先此旨更被仰出候。尤於攘夷之叡念は、少も不被爲替候。行幸暫御延引被仰出候事。

何れの勅書も、有體に申せば、皆な申譯的のものばかりにて、直截明白を缺くは、

頒京勅諭を在京列藩に頒つ。

去命令退

此の事件の成行から見ても、餘儀なき次第であつた。されば彼等が聖旨の何處に在るかに當惑したるも、未だ必らずしも無理からぬことだ。

長藩士等關白邸に在り、扼腕慷慨すと雖も、關白未だ朝より退かず、三條卿は柳原中納言に依りて上疏し、又松平淡路守（阿波世子茂留）を參内の途中より招き其衷情を陳述したりと雖ども容れられず。是に於て長藩士は、親兵等と共に闕に入りて關白を迎へんとせしに、會薩の兵、槍銃を擬し防ぎて入れず。申牌（午後四時）勅命あり、長藩人をして、引退せしむ。依て三條、三條西、東久世、四條、錦小路、澤、壬生の七卿、眞木和泉、土方楠左衛門、宮部鼎藏、長藩士山田亦介、中村九郎、村田次郎三郎、來島又兵衛、桂小五郎、久坂義助、佐々木男也、寺島忠三郎等商議して曰く、憤激の衆を集めて久しう駐在せば、遂に事を闕下に生せんことを恐る。如かず大佛に退きて徐ろに進退を議せんにはと。乃ち使を薩藩に遣はして曰く、弊藩今や鎮撫の爲めに、大佛に引退せんとす。然れども貴藩の如く砲口を我れに擬せんか、武門の習ひ引退す可らず。望むらくは兩者

大佛に退

互に引退せんことをと。薩藩之を諾す。是に於て長藩士は鷹司邸の裏門と、堺町門とを開き、第一陣は毛利讚岐守、第二陣は吉川監物、第三陣は七卿親兵、第四陣は我が宗藩として二千七百餘人、隊伍を整へ、大佛に向ふ。時已に薄暮なり。

實に十八日の一日にて、京都に於ける政局は、全く掌を反すが如く一變した。從來朝廷唯一と云はずんば第一の信賴に預りたる長藩士は、今や殆んど勅勘の身とならんとするの窮所に陥つた。

【一一六】親征派側の觀察 (四)

院に據る法
長兵妙法

長州勢は堺町御門の守衛から、一切引揚げて妙法院に入つた。

長藩士は大佛の妙法院を以て、本陣と爲し、其北門は吉川氏の兵之を守り、中

門は宗藩之を守り、西門は毛利讚岐守の兵、十津川の郷士之を守る(原注、官部鼎藏の日記には、毛利讚州、吉川、益田、十津川勢、長州執隊五手にて、五ヶ所の外門を守るとあり)。夜細雨あり、冷氣人を襲ふ。兵士皆武装し、篝火を點じ、白粥を啜り、酒を飲み暖を取る(原注、伏見街道桶屋某と曰へる藥種屋並に板倉筑前守より糧食を給すと云ふ)。深更に至り警なし。因て會議し、將に其去就を決せんとす。衆議紛々たり。遂に一たび七卿を伴ひて長州に還るに決し(原注、案するに此時七卿は京都に歸り、自邸に謹慎して命を待つを可とするの論ありしも、萬一姫小路公知卿の職を踏まんも圓り難きを以て、遂に共に西下するに決したりと云ふ)、益田右衛門介より、之を朝廷に上報す。

長州勢が此際に争うたならば、其の成敗は果して如何であつたらう。それは逆睹し難いが、當時親征派は全く不意打を喰つたものなれば、直ちに薩會の軍勢に對して、一戦を試みる可き準備も無く、且つは薩會は何れも勅旨を翳して、我に臨む次第なれば、大義名分の上に於ても、長州勢は全く不利益の地位に立つ

長兵妙法

歸國理由

に決す

ものなれば、旁た退去に決したものであらう。乃ち彼等は歸國に際して、左の文を上つた。

長州上書

其文曰く、

御書被仰下候付歎願之次第は、恐ながら委細勅使へ過刻奉申上候通に御座候。如何御評決被仰付候哉。幾回も願筋相叶候様、謹て御命可奉待之處、堺町御門御固め御免被仰付候ては、專國許海防盡力を仕度奉存候間、毛利讚岐守、並に吉川監物を始め詰居之者、只今より歸國仕候。尤攘夷之儀は、彌御依頼被思召候段被仰聞難有奉存候。付ては此上格別舉國必死に乍不及盡力可仕候。尙又歎願も仕候通、三條殿を始、積年誠忠人望を屬し候御方、此度攘夷之先鋒御懇願被爲成候由に付、國許迄御供仕候間、何分早々御復職等之御沙汰奉待候。以上。

これは長藩としては、餘儀なき書付であつたらう。

長兵西下
發送

親兵從て行かんと請ふ。三條卿等以爲らく是れ朝廷の兵なり、私に從ふべか

らずと、因て慰諭して之を去らしむ。唯眞木和泉、淵上郁太郎、水野丹後、宮部鼎藏、土方楠左衛門等有志の士のみ、之に従ひ、毛利讚岐守、吉川監物等兵二千餘人を率ゐ、之を護して西下の途に就く（原注、太平日譜に據るに、此日七卿は橋、高袴を著け、白木綿の鉢巻を爲し、剣を帶び草鞋を穿ち、雨中を徒步して出發し、又藩士は或は小具足を著け、或は著込のまゝ、各得意の武器を携へたりと云ふ）。

久坂長歌
如何に都落の蕭條たる風情であつたかは、當時久坂義助の長歌が能く其の情景を描いてゐる。

世は刈薦と亂れつゝ、紅さす日もいとくらく、蟬の小川に霧たちて、隔の雲となりにけり。うらいたましや靈きはる、大裡に朝暮殿居せし、實美朝臣、季とも駒さへも、進みかねては嘶びつゝ、ふりしく雨の絶間なく、なみだに袖の濡れはてゝ、是より海山あさぢがはら、つゆしもわきてあしがちる、難波の浦にたくしほの、からきうき世はものかはと、ゆかむとすればひがしやま、みねのあ

きかせ身にしみて、あさなゆうにきゝなれし、妙法院の鐘の音も、なんと今
宵はあはれなる。いつしかくらき雲霧を、はらひつくしてもゝしきの、みやこの
月をしめで給ふらむ。

然り彼等が都の月を再び眺むる迄には、今後殆んど五個年の歳月を要した。
三條召還 前日三條卿の參朝を請ふや、中川宮等断じて之を許さず、松平相模守(池田慶の命)

し、之に説諭すべし。肯かざれば陛下玉座を他に遷さるべし。然らざれば禁闕に砲發するに至るも、亦未だ知るべからずと。既にして三條卿以下退去の報あり。乃ち二侯の言を納れ、人心を鎮撫せんとし、十九日朝勅して三條卿を召還せしむ。及ばず。是に於て乎、京都の形勢は、俄然一變せり。〔以上防長岡天史による〕

然、東者の形勢一變は必ずしも三傑實業の出來には由來しなかつた。それで、よりも薩會の聯合成りて、公武合體派が勝を制したる爲めであつた。

〔一一七〕 所謂る薩藩士の獻策

要するに親征派は、全く油斷した。彼等は其の計成り其事行はれ今も其の目的を成就するに、殆んど七八分迄進みたる瀬戸際に於て、一敗地に塗れた。此れも畢竟彼等が有頂天になりて、其の周邊に注意を怠つた爲めだ。

抑も非親征派が、如何なる秘計密謀を凝したるかは、左記の文書を見れば、自から推知せらるゝ。

薩摩藩士廳第寫

一 宮様(中川宮)御供清和院御門より御入

同御供

御參奉待上候様致度候事。

一宮御參之上、卽刻御門御門出入沙汰嚴重被仰出度事。

第十八章 一二七 所謂る薩藩士の獻策

五四九

獻
策
州
寫
士

- 一 列藩不殘以飛檄御召、主人滯京之御方々は、急速御召之事。
- 一 御參卽刻正義之公卿方御召御評議之事。
- 同二藩(薩、會)より御迎參向之事。
- 一 暴論之公家方、何も被仰渡外之物御參内御見込被仰達候事。
- 一 浪士取押、會藩、所司代、兩町奉行之諸手より御受越之事。
- 薩藩より罷出不苦候はゞ、御請可申事。
- 一 御親兵共被爲召、御築地内堅め被仰出度事。
- 但勅命嚴重被仰出、萬一御親兵之内異議を生じ候者有之候はゞ、忽兩藩へ征討被仰下度候事。
- 一 朝議御一洗、御評議第一公論を御主意と被遊、聊私憤之振舞無之様仕度候事。
- 一 寺院市中御取締、聊も不取亂様に、公平を旨と致、御取締被爲在度候事。
- 一 堆町御門長州堅め御免、跡筑前へ被仰出度候事。

- 一 此大機會全備相成候上は、早々成行關東へ被仰下、一橋竝加判(老中)之中、兩三輩急速被爲召、攘夷猶又嚴重御決議、御評論、萬世無動様、屹度修理被爲建、御沙汰被仰出度候事。
- 一 暴論相唱、著眼相違、正論と存込候輩、公卿へ逼り、御國家之重事に關係可致身柄に無卑賤之徒、輦下に奉近、却て騒亂を醸出し候儀、以來屹度御採用に不相成。申上度ものは支配頭へ爲申立、陪臣のものは、主人へ相付、序を越候儀、一切御禁制嚴重被仰出度事。
- 一 洛中洛外御取締向、守護職、所司代、町奉行等へ嚴重被仰渡度事。
- 一 人別相改、支配無之浪士居宿猥に差免候ものは、嚴科に被行、一人なりとも京師に足を留候儀、御禁被仰出度事。
- 以上の藩士の獻策とあるは、勿論高崎左太郎、奈良原幸五郎輩の手に出でたるものと察せらるゝ。尙又た他に獻策書がある。前者の遺漏を補ふに足るものだ。宮様御參内之後、公家門之外、皆鎮之置、純正之堂上方を名指して、被召呼其外

一切參內被差止候事。

一 激家堂上方、是迄僞勅取計、諸事強求致し、寂慮に不被爲叶趣を以、退職令逼塞、諸人面會嚴重爲差止、尤其家々へ詰合之藩士浪人直様令退去候事。

但地下人總て堂上方へ參入堅く可禁制事。

一 參政寄人御用掛り之御向、一切被廢候事。

一 在京之諸大名被召寄、又は主人無之者は、詰合之重役等被召呼、都て留守等之外、京都において御用無之者は、三日之内爲引拂候事。

一 浪士と稱し、主人無之、又は附屬無之者は、三日之間爲引拂候事。

一 諸家御守衛之兵士、一切被廢、五日之間爲引取、尤此儀諸藩へ觸達可有之候事。

一 堂上方僞勅取計候譯を以、退役令逼塞候儀、在京諸藩は勿論遠近諸國迄、早速令觸達候事。

但此時朝政御改正被遊候儀、御達被成候様仕度事。

一 伊勢の勅使を始、監察使をも急速御呼戻之事。

一 可被召堂上方近衛様御父子、二條右府様、徳大寺内府様。

外々も有志正議之御方々可有之。

一 可被召御大名因州様、備前様、米澤様、阿波様御世子、土佐様兵之助、淀様。

一 取締致べき者共。

一 松村大成、宮部鼎藏、眞木和泉、丹羽出雲守、久坂義助、桂小五郎、佐々木男也、檜崎彌八郎、萩野鹿助、蘿木(武兵衛)、増田(右衛門介)、川上(彌一乎、彦齊乎)。

尙ほ別に一通の文書あり。

松平相模守、松平備前守、上杉彈正大弼、松平淡路守、山内兵之助、稻葉長門守、右一時至急被召度事。

右一時暴論家堂上參内御差止之事。(原書人名闕)

九門へ右被召候大名並其家來通行差許、公卿たりとも、一切爲通間敷事。

御所御門

右は公家門之外、皆爲閉堂上たりとも御沙汰無之者、不參入候事。御所内に詰合候御守衛兵は、御沙汰を以て、引拂はせ候事。

計畫周到
以上を通覽すれば、殆んど其の獻策の全部と云はざるも、大體は實行せられた。此れを以ても如何に非親征派の運動が、水も漏れざる様、周匝に能く行き届いたるか、判知る。乃ち此の如くして非親征派は、土俵際まで押し詰められ、いざ一足と云ふ所に、却て親征派を取つて打倒した。其の手際は如何にも鮮かであつた。

【一八】中川宮の心事

件希有の事抑も文久三年八月十八日の事變は、維新回天史に於ては、殆んど希有の例だ。詳

かに云へば慶應三年十二月九日の事變を除けば、他に比類は無い。既ち維新回

天史に於ては、此の二事變が長く記憶せらる可き所謂クーデターである。然も均しく此の事變にして、第一の事變には中川宮が打撃者であり、第二の事變には被打撃者であつたのは、更らに記憶す可き一事であらう。今ま中川宮が、何故に文久三年八月十八日に於て、親征派に打撃を與へ玉ひし乎に就て、宮御自身の物語を聞かねばならぬ。

先年外夷渡航以來、幕府へ攘夷之御沙汰被爲在と雖ども、幕府躊躇して實行せず。故に御督促被爲在も、即今實行之決意なく、雷だ空しく時日を遷延する耳にして、公卿以下諸藩等、此儘被差置候ては、遂に皇國之體面を亂し、彼に膝を屈し、彼の正朔を奉ずるに至るべきは、明鏡に懸て見るが如く、一日も猶豫致し難きに付、御親征行幸被仰出、先づ幕府に對し、勅旨を奉せざるの廉御責罰被爲在、而後全國人民を率て、攘夷被爲在候はゞ、如何程之外夷と雖ども、之を攘斥すること決して難からずと謂ひ、衆卿より日日切迫して奏上するにより、不被爲得止して、御親征被仰出、大和國に行幸可被爲在御沙汰相成たり。

奏親上理延引
以上は三條實美等の意見によりて、朝議の斯く確定したる次第を語られたるもの。事實全く此の通りだ。

然るに一橋中納言慶喜（當時江戸にあり）、松平肥後守容保、松平越中守定敬（越中守在職せず）等に於ては、幕府攘夷之令を奉ずと雖も、皇國未だ武器に乏しく、武備なくして彼と戦へば、必しも勝を保す可らず。故に武器之調整を俟ち、爲めに遷延するものにして、徒らに攘夷せざるに非ず、斯くの如き場合なるにも拘らず、今般御親征行幸被仰出、攘夷の策、果して何れに被爲在候哉。必勝を期すべからずして、輕忽に戦端を開くは、反て皇威を毀損するに至らん。爰を以て、皇國武器の整備に至る迄は、暫く御親征行幸御延引被爲在度旨奏上せり。

此れは恐らくは事件より時日の隔りたる後日談なれば、中川宮（久邇宮朝彦親王）の御直話であるも、事實の錯誤は免れなかつたであらう。亦た事件の輪郭だけを語りて、其の中権を逸したる如き憾をも免かれなかつたであらう。

勅諭中川宮に

茲に於て朝彦に詔あり、去月來公卿諸侯より幕府勅旨を奉せず、今に攘夷を實行せず、故に朕が親征を仰ぐと雖ども、徳川には先帝之皇女親子内親王あり、今親から徳川を討罰すれば、親子内親王を討ざるを得ず。左すれば先帝へ對し、且肉身之間、大に忍びざる所也。

是れが主上の討幕を嘉みし玉はざる理由の一。

去逆皇國之爲止むなき時は、討罰すべけれども、深く時機を慮るに、慶喜、容保、定敬等が奏上之如く、未だ武器の備らざるに開戦するは、時機早しとす。故に時日逼迫する朕が親征は暫く延すべく、仍て征幕の事も止むべし。汝朕が意を體し、宜く事を圖るべしと。

これが主上の討幕を嘉みし玉はざる理由の二。

是に由て自後公卿諸侯より如何程御親征討幕を論するも、朝彦命脈之在る限りは、其説を斥け、佐幕之議を唱へん事を言上す。

佐幕とは公武合體の意味だ。中川宮の此の御一言は、爾來一貫した。これが後日

宮と薩派との分離を來したる所以である。

以後屢御宸翰を以て、其計畫を御下問あり。七(八の誤)月十六日、近衛忠熙、二條齊敬を召されて、朝意と同様の勅命あり。同人等も亦詔を奉じて佐幕之説を唱ふ。(久邇宮親話聞書)

これは事後に於ける中川宮の親話にして、肝腎なる薩派の動きなどは、一切黙殺しあり、當時危機一髪の際に、如何に剃刀の刃を渡るが如き、危険なる仕事を企て、且つ行はれたるかの内容を漏されざるも、然も此に於て中川宮が必らずしも非親征の意見もて、主上に勧説し參らせたのではなく、主上自から之を中川宮に命じ玉うたことが判知る。而して如何に中川宮が感激發憤、身を以て此事に當り玉うたかが判知る。

極宮寧ろ消

【一九】 中川宮と松平春嶽との對話

打明け情

前に掲げたる中川宮の親話は、實を云へば表向きの話だ。即ち他所行の物語りだ。それに比すれば、松平春嶽との對話は、寧ろ眞情がやゝ打明られた趣きがある。

十一月七日(文久三年)九つ半時(午後一時)出門、中川宮に參候せらる。此日松平肥後守(容保)殿にも參候せられ、御同席なりき。宮御對面ありて、先日(八月十八日)は容易ならざる次第にて、一時は如何なる大事に至るべきかと心痛せし程なりしに、意外速に鎮定に至り、其上今般春嶽殿にも上京せらるゝ事に在れるは、大慶の至りなり。併是は全く肥後殿(松平容保)の盡力と此方(中川宮)どもにも配慮せし故なり。扱會津は奸賊、此方(中川宮)は陰謀、越前は朝敵といはれたるに、此三人が、今日同席するは、眞に奇遇といふべしとて笑はせられたる。

如何にも此の事件には中川宮と松平容保とが、尤も努力した。

公（春嶽）云、八月十八日の事は、國許にありて、其風説を承りたるのみなれば、其實況を伺ひたし。宮仰、最初三條初激徒等は、御親征として大和國へ行幸在らせらるべしと主張し、已に八月廿七日を以て、御發輦在らせらるべきに内決しけるが、三條は御先發として、十八日に京師を出發し、又中山（侍従）は大和國にて豫じめ兵を擧げ、五條の陣屋を攻め、代官鈴木源内を殺戮して、三條を迎へ、夫より勢に乗じ、畿内五國を取りて、御料地となし、其内行幸在らせらるれば、更に鳳輦を長州に奉すべしとの事なりし。

扱其節此方（中川宮）は西國鎮撫を名とし、實は豊前小倉を征伐すべしとの内命ありしが、此方若其内命を請けざば、當邸に放火すべしとの事故、武田相模守は彌さる事となれば、此方を脊負ひて難を避くべしなど、密に計畫いたせし程の事なりし。

以上は激派に對する觀察だ。

親征派の

宮強派の

斯くては激徒等の粗暴愈增長して、何分捨置がたかりし故、會藩へ申談じ、豫め策を定めて、八月十六日早朝參内せしに、主上御目覺前故、特に御目覺を願ひけれど、兼て御痔痛在らせられ、御用場にて殊の外、時刻を移させられ、圖らずも辰（午前八時）の刻ばかりに及び、最早國事係、參政など參内してければ、此日は其定策を奏上せし迄にて退出せり。

これが第一著の仕事。

扱退朝後二條右府、近衛左大將、德大寺内府へ相談せしに、早朝にては御目覺の御都合にて指支あるべければ、十七日夜より、十八日曉の間に決行然るべしとの事故、更に會薩へ其旨を打合はせ、十七日夜急に參内して、三條以下の參内を止められ、長州の堺町御門御固めを免せらるゝ様にと奏上し、やがて此二件を仰出され、尤打合はせの如く、會薩より人數を繰り入れしなり。

これが第二著の仕事。

此時近衛、二條にも後れて參内し、肥後守（容保）殿も參内ありし事なるが、最危

立岡侯申

内宮再度參

一著

き參内第

殆なりと覺えしは、因州、阿州も參内してありしに、三條初の人々關白殿の邸に推參して、今一度參内を許されたしと願ひ、此方(中川宮)及び二條、徳大寺など、最早一度たりとも參内を許さるべきにあらずとの意見にて、肥後殿へ相談中、因阿が其相談を立聞して、三條初を今一度願の如く參内御差許の上、篤と御說得ありて然るべし。萬一其願を差許なされがたくば、主上には豫じめ御立退あるべし。然らざれば禁闈に對し、發砲にも及ぶべきか、扱は容易なうる事なりと申立たる一事なり。

如何にも危機であつた。

此方(中川宮)始此一事には頗當惑してありし折から、薩より三條始の激徒等何方へか脱走せりと報せし故、愈脱走と定まる上は、最早生涯參内は許される撻もあり、且因阿より頻りに參内を許さるゝ様にと申立る旨もあれば、此輩の心を鎮撫する爲めにも然るべしと思考し、速に呼戻すべき旨申付たれども、此事は行届かず、遂に長州迄も落行しなり。……格別の大事に至らず

して鎮定せしは、全く内侍所の御威靈によるものなり。〔續再夢紀事〕

以上もて中川宮、會津、主上との干係は分明だ。但だ此の談話中、薩に關するものは、故らに陰蔽したる乎、或は偶然に黙過したる乎。説いて精しからざる憾あれども、それは既記の廣澤安任の記事「一〇二一一〇八」と對照すれば、思ひ半に過ぎるものあらむ。

【一一〇】 非親征派勝利の理由

一に主上
る思召に據

抑も文久三年八月十八日の事變は、薩會の策士と、中川宮との協同作業であつたが、然も若し主上の思召が、親征派に傾かせ玉うたらんには、百の中川宮ありと雖も、千の薩會策士ありと雖も、實行せらる可き筈は無かつた。されば此事の行はれたのは、其實主上の思召が、此に存したからである。即ち主上は中心から

過激派の言動を嘉みし玉はず、彼等の所謂る親征を好み玉はず、機會もあらば、彼等の輕舉妄動を一掃せんと思召し玉ふ、その潮先に乘じて、中川宮が主上を動かし参らせ玉うたものと判断す可き理由がある。その事情は、既記の中川宮の親話〔参照一一八〕に就ても、十分之を察することが出来る。

主上は固より幕府が、外使を優待し、外國商人を保護し、貿易を奨励せざる迄も認許し、兎角外人と親しむの態度に憮り玉はなかつた。若し心から攘夷を望むと云ふ一點からすれば、恐らくは主上ほどの熱心者は、日本國中一人も無かつた程だ。然も主上は外國と開戦を欲し玉はなかつた。攘夷を好んで開戦を好まずとは、如何にも論理的でない様だが、人間萬事悉く皆な論理の通りに行はる可きものでない事實は、之を見ても分明だ。

親征派は主上とは其の前提を同じくしてゐる。然もその前提から推し行けば、親征派の所説には、表向き反対が出来難い。聰明なる主上にも、此の事情は能く御諒解あらせられたものらしい。それで恐れながら主上は御心ならずも、親征

派の爲す儘に引ずられ遊ばされたる情態であつた。されば主上は何かの機會に於て、此の羈絆から超脱し玉はんとの思召があつたに相違ない。然るに親征派は急轉直下、その論理的必然の趨勢に乗じて、主上を行幸から親征、親征から攘夷、攘夷から討幕に推し進め参らせんとした。正に是れ危機一髪に際して、中川宮は參内せられた。恐らくは主上には之を以て渡りに舟と思召し遊ばされたのであらう。事變の後に於て、主上から中川宮、二條右大臣、近衛前關白に賜ひたる宸翰は、者般の事情を、極めて分明に語りてゐる。

元來攘夷は、皇國之一大重事、何共苦心難堪候乍去三條初暴烈之所置、深痛心之次第、聊朕之了簡不採用、其上言上もなく、浪士輩と申合せ、勝手次第之所置多端、表に者朝威を相立候抔と申候得共、眞實朕之趣意不相立、誠我儘下より出る叡慮而已。

事實主上の御内心には、斯く思召し玉うたのであらう。されど主上の御力を以てしても、彼等が聖意を奉戴して、否な寧ろ聖意を奉戴し過ぎて、俗諺の所謂る

最負の引き倒しと云ふ如き措置に出でつゝあるをば、如何とも爲し能はなかつたものと拜察せらるゝ。

心主上一安

聊朕之存意不貫徹、實に取退け度段兼々各へ申聞居候處去る十八日に至り、望通りに可忌輩取退け深々悦入候事に候。

恐れながら十八日の事變にて、主上にも一息つかせ玉うたものであらう。彼等と道連れしたらんには、如何なる邊まで御伴ひ申上ぐ可き乎と、日夜御心配遊ばされたに相違あるまい。

解官位之事、急速取計候様過日より度々申聞候處漸承致吳喜悅之事に候。重々不埒國賊之三條初取退、實に爲國家幸福、此上は朕の趣意相立候事と深悦入候事。

これは當時事變後、主上の御心氣昂揚の場合に筆し玉ひたる御言葉にて、之を捧讀する者には頗る尋酌を要す可きは勿論だ。

討思召追
天誅組

和州浮浪之一件も不容易事、右は何迄も追討申付候速に下知有之候様、浮浪

も眞實之朕が意を相立候は、依頼にも存候へ共、三條初暴烈に隨從、實に可罰者に候、早々追討之様分て存候。

これは天誅組の一舉に付ての御沙汰である。天誅組のことは、他の機會に語るであらう。

長州父子（毛利慶親、定廣）は、温純之人ながら、藩士暴烈夥敷、右は嚴重に罰度事に候。各精勤頼入候。是迄暴烈取退け度段、各へ申聞候へ共、一向不應、深朕身に迫り、難澁の所、今日の姿に相成、安心之事に候。今度召候諸藩上著の上は、朕の趣意貫徹祈入、兎角末之見留無、暴烈に而は、後患可有之、深々心配の事に候也。

右大臣（二條齊敬）

尹宮（中川宮、久邇宮朝彦親王）

前關白（近衛忠熙）

宸翰の原書は、今尙近衛公爵家に護持してゐる。著者も捧讀したから、一點の疑を容るゝ餘地は無い。それにしても此の宸翰は、親征派に對し——彼等の忠誠

無二の心事を想へば——餘りに御情けなき文言ではあるまい乎と思ふ者もあらう。但だ此の宸翰の出で來りたる時と場合とを稽へれば、その疑問も自から氷釋するであらう。

昭和八年十一月廿四日午前七時半大森山王草堂に於て

蘇峰 七十一叟

* * * * *

想起す。近世日本國民史の起稿は、實に大正七年五月下旬、予が五十六歳の時、今や足掛け十六年、七十一歳にして、漸く第五十冊に達す。牛歩遲々、自から功程の快速ならざるを作づ。然も何となく九折の坂を攀ちて、嶺頭に達したる心地す。

蘇叟 又識

近世日本
國民史

攘夷實行篇

年表並人物概覽

其一年表

文久二年

支那同治元年

閏八月十九日

小笠原長行若年寄を命ぜらる。【一〇】

▲廿三日。薩兵生麥に英人を斬る。【一一】

▲廿八日。英艦鹿兒島に至らんとする

の噂あり、松方助左衛門駿河府中より

晝夜兼行歸藩して其準備を藩主に急告

す。【一二】

九月十一日 小笠原長行老中格を命ぜらる。【一〇】

十月一日 小笠原長行外國御用掛を命ぜらる。【一

〇】

十一月五日 小笠原長行井伊大老以下追罰の建議を

なす。【一〇】

其二年表

文久三年

支那同治二年

正月十三日

小笠原長行入京。【一〇】

是より先き陽曆三月三十日英國代理公使近々生麥事件に就き要求書を幕府に

差出すべき旨申出づ。幕閣今日右に對

する返書を差出す。【三】▲十九日。英

艦八隻横濱に至り、代理公使ニール要

求書提出。【四】▲廿一日。幕閣松平豊

前守、井上河内守英使の公文書に答書

を與ふ。【七】

三月三日

水野癡雲生麥償金問題に關する意見書提出。【一三】▲四日。幕閣松平豊前守、井上河内守生麥問題決答延期を英使に申入る。【七】▲松平、井上兩人佛米兩國公使に生麥事件につき居中斡旋を依頼す。【八】▲小笠原長行將軍家茂の上洛を土山に迎へ入京す。【一〇】▲十四日。松平、井上兩人再び米公使に居中斡旋を依頼す。【八】▲廿三日。將軍歸京せんとし、既に出發の儀衛をして代りて東下せしめ、また小笠原長行をして東下し、英人に折衝せしめんとす。【九】▲廿五日。水戸慶篤、小笠原長行京都發東下。【九】▲廿一日。英艦横濱入港に就き、島津氏譲内に告諭書を發す。【三九】▲六日。小笠原長行江戸著。【九】▲十一日。水戸慶篤京

四月二日

く。【一一】▲七日發水戸慶篤の狀京都に達するに先だち、今日關白より償金支拂不許可の狀を慶篤に贈る。【一八】▲今日英公使に償金を支拂ふ。【一二】▲今日附を以て小笠原長行鎖港談判の通告を各國公使に發す。【二三】▲慶喜井上清直を密に横濱に遣り長行をして直ちに英船に駕し歐米に赴かしめんとする。【二四】▲十日。七日差出慶篤の狀京都に達す。【一八】▲長藩米艦べムブロク號を馬關海峽に砲撃す。【五八】▲十一日。朝廷再び水戸慶篤に達書を贈る。【一八】▲長行慶喜の歐米渡航の命をきかず、今日召に應じて歸府し、慶喜に謁す。慶喜その上京を命ず。【二四】▲十四日。慶喜將軍後見職辭職の表を京都に送る。【二五】▲十七日。佛艦キンシャン號長崎に赴かんとし横濱發。【五

五月三日

都より江戸に歸る。【九】▲廿一日。幕閣會議を開き生麥償金支拂に決し、小笠原長行をして其證書を英代理公使に交附せしむ。【一五】▲廿八日。水戸慶篤、尾張茂徳、關白齊司氏に生麥償金支拂に決せる趣を通知す。【一八】尾張茂徳上京發途。【一八】▲四日。江戸城中會議、小笠原長行横濱行償金支拂を決意す。【二一】▲七日。尾水兩侯態度一變生麥償金不拂に決せる旨を京都に報ず。【一八】水戸慶篤武田耕雲齋を遣り小笠原長行の横濱に行くを品川沖に呼戻さしむ。【二一】▲米船ベムブロータ號上海に赴かんとし横濱發。【五八】▲八日。一橋慶喜江戸著、小笠原長行横濱に到る。夜半神奈川奉行を召し償金支拂を英公使に通告せしむ。【二二】▲九日。慶喜登城攘夷決行會議を開

九】▲十九日。小笠原長行上京發途。【二五】▲二十日。長行等横濱に入る。【二六】▲姉小路公知製はれ傷つき、翌二十一日午前二時死す。【七八】▲廿一日。淺野伊賀守、京極能登守長行乗船に至る。ついで山口信濃守また江戸より長行乗船に至る。【二六】▲今日三條氏を威嚇するの文を學習院門扉に張るものあり。【七九】▲また今日諸門警備を定む。【七九】▲廿二日。小笠原長行等英商船借受談まとまる。【二七】▲佛キンシャン號豐浦沖泊。【五九】▲廿三日。長藩キンシャン號砲撃。【五九】▲廿四日。キンシャン號長崎入港。【五九】▲廿五日。此日夜蘭艦メジユサ號馬關海峽西口に至る。長藩兵之を砲撃す。【五九】▲今日、小笠原及び淺野等ライモン船に乗込み横濱出帆西上の途に就く。途中ライモ

ン船湯釜損じ、小笠原等浦賀にて朝陽丸に乗かへ直ちに出帆。是より廿八日にかけ小笠原隨從の兵士續々出帆西上。【二八】▲廿六日。始小路襲撃疑者捕はる。【八〇】▲廿八日。米艦ウイタミング號横濱發帆。【六四】▲廿九日。毛利定廣馬關に入り、各砲臺を巡視し、中山忠光、毛利宣次郎等と會し戰備を對策す。【六〇】▲今日薩藩の乾門守衛を免す。【八二】▲また今日始小路襲撃疑者の一人仁禮源之丞説出【八二】▲今日天皇中川宮に宸翰を與へ御心情を吐露せさせ給ふ。【八三】▲晦日。米艦ウイタミング號姫島に至り投錨。【六〇】▲今日明日兩日佛艦横濱發、馬關に向ふ。【六二】

六月一日。小笠原長行今曉大阪著、水野井上等及び兵三大隊を率ゐ大阪を發し、京都に

入らんとす。途枚方にて沮止せらる。【三〇】▲朝廷五月十日長藩の外艦砲擊を賞す。【六〇】▲長藩米艦ウイタミング號と戰ふ。【六〇】▲二日。土屋民部井上信濃守等淀に至る。在京都役々來りて上京を沮止す。民部枚方に至らんとし、途長行に會す。長行敢行して淀に至る。【三三】▲此夜枚方にて入京の議論沸騰。土屋民部、向山榮五郎枚方より二條城に入る。【三三】▲今日勅書もて毛利慶親に上京を命じ給ふ。【八四】▲三日。將軍參内東歸御暇申上ぐ。【三三】▲長藩高杉の前罪を宥し、其父小忠太の育とす。【六四】▲四日。蘭艦メジーサ號横濱に入る。【五九】▲五日。長藩佛艦と戰ふ。【六二】▲中川宮攘夷先鋒願書提出。【八四】▲六日。長藩高杉をして來島又兵衛と共に兵士を糾合

せしむ。【六四】▲此日高杉馬關に至る。【六六】▲七日。高杉來島を訪ひ藩主の内意を告げ佐賀より大砲買入の策を決す。白石正一郎日記に、今日奇兵隊八十五人とあり。【六六】▲中川宮祕密書を上り長州同様薩藩へも勅諭を下附せられんことを願ひ給ふ。【八四】▲中川宮の攘夷先鋒願書に對し御宸翰を賜はる。仍つて親王今日その奉答書を上る。【八四】▲此日土屋民部東歸を命ぜらる。此時小笠原長行淀にあり。【三三】▲高杉奇兵隊正式取立。入隊者若干人。【六六】▲八日。眞木和泉伏見長州藩邸に入る。是より京神の間に運動す。また下阪。【三二】▲此夜將軍長行を召す。然れども疲勞の故を以て引見せず。【三三】▲高杉等京浪人山田志馬を召し

乳明。【六六】▲十日。長行免職、答辯書差出を命ぜらる。【三三】▲高杉山田志馬を長府役人に引渡す。【六六】▲今日奇兵隊七十餘人となる【奇兵隊日記】【六六】▲今日高杉、波多野兩人關地總奉行手元役攝行を命ぜらる。▲十二日。長行答書提出。【三三】▲長州手廻頭福原相模攘夷戮勅を齎らして山口より馬關に至り、各地の戌兵を集めて之を捧讀す。今日高杉總奉行手元役となるの辭令到達。【六八】▲十三日。長藩國司信濃を老中となし、委するに關地一方の總指揮を以てす。【六九】▲十四日。正親町公董監察使として長州下向を命ぜらる。【七一】▲十五日。公董御暇參内。【七一】▲長藩奇兵隊士官本等豐前田の邊に至る、小倉藩兵之を守り占領を許さず。【六八】▲十六日。長藩兵また

小倉に至る。【六八】▲十八日。長州兵豊前田の浦占領。【六八】▲毛利氏益田彈正、根來上総を上京せしめ、授ぐるに重要事務を以てす。【八五】▲十九日。英使鹿兒島へ軍艦差向けの旨、書簡を以て幕府に申立つ。【四一】▲二十日。長州士阪上、秋良等山口を發し閑地に至り高杉等と評議す。【六九】▲幕府薩藩に近々英艦薩摩に赴くべき旨を豫報す。【四二】▲二十一日。幕府英使ニールに答へ其艦船の薩摩渡航を中止せられんことを要求す。【四一】▲中川宮擴夷先鋒願御聽許あらせられず。【八四】▲二十二日。幕府老中井上河内守薩摩の江戸留守居を招き、近々英船薩摩に赴く旨を告ぐ。同日一橋慶喜また岩下佐次右衛門を招きこの旨をつぐ。【四二】▲英艦横濱を發し鹿兒島に向ふ。【四三】▲長

藩士小倉に至り大池金右衛門等に會見し、大里、田浦等に築壘し戍兵を置かんことを協議す。【六九】▲廿三日。一橋慶喜薩藩喜入攝津を招き、英艦の鹿兒島行につき急々歸國し、この旨を藩公に報告すべき旨を命ず。【四二】▲廿四日。今明兩日長州兵陸續豊前田の浦に至り其附近の地を占領す。【七〇】▲この夜高杉馬關を發し山口に赴く。【七〇】▲廿六日。高杉山口に著す。【七〇】▲廿七日。高杉政務座御用御聞せなさる。【七〇】▲廿七日。英艦鹿兒島灣に入る。【四三】▲廿八日。英艦鹿兒島前の演沖に至り碇泊。薩藩軍役奉行等其艦に至り來意を問ふ。英使ニール國書を手交す。【四三】▲長藩士檜崎彌八郎監察使正親町公董を尾道に迎ふ。【七一】▲眞木和泉學習院出仕となさる。

【八六】▲廿九日。薩藩側役伊地知貞馨、同正治等英艦に赴き代理公使ニールの上陸を促がす。ニール肯かず。【四五】▲此日午後薩決死隊英艦に乘込み、英艦を捕へんとせしが果さず。【四六】▲島津忠義、家老川上但馬の名により英の國書に答ふ。【四七】▲昨日より今日にかけ薩摩各郷の兵士鹿兒島に來著。【四三】▲高杉晋作馬關に歸る。【七〇】英提督クーバー明日を以て敵對行動開始を命ず。【四八】▲二日。英艦薩の三艦を捕ふ。【四八】▲此日正午薩摩砂揚場砲臺發砲開始。【四八】▲午後三時頃より鹿兒島市火災起る。【五〇】▲三日。沖小島戰爭。【五二】▲四日。勅使正親町公董等宮市驛署。【七一】▲英艦隊谷山沖を去りて山川口に向ふ。【五三】▲當日夕刻指宿山川より英艦退去の報

薩英戦争の經過を報告す。【五五】▲十五日。勅使馬關に入る。【七二】▲十六日。勅使前田、壇之浦巡視、田の浦に渡る。【七二】▲此日幕府の長州詰責使者江戸を發す。【七五】▲十七日。長藩波多野金吾、高杉晋作等小倉藩の五罪を數へ、勅使に向ひ之を彈劾するの文を起草す。【七三】▲十九日。波多野金吾十七日起草の小倉藩彈劾文を勅使に上る。【七三】▲廿一日。勅使馬關を發す。【七三】▲毛利定廣萩に還り明倫館に次す。【七六】▲廿二日。勅使宮市に館す。【七三】▲幕府の長州詰責使の乘船朝陽丸豐前中津沖に泊す。【七四】▲廿四日。朝陽丸馬關入港。【七五】▲廿六日。長州兵朝陽丸に乘込み、事實之を占領す。【七五】▲眞木和泉賜金祝賀の宴を開く。長州の土益田根來等之に會

八月四日

す。【九二】▲廿七日。幕使中根等小郡に向ふ。【七五】▲廿八日。毛利定廣萩城に入り、諸臣に謁を賜ふ。【七六】▲在京諸大名馬鹿天覽。【九八】▲廿九日。幕使中根等小郡の旅館に至り、詰問書を長藩都奉行に渡す。【七六】▲晦日。山口政廳使を幕使の旅館に遣り之を慰問す。この日波多野藤兵衛江戸より著。幕間より受けたる詰責書を提出す。【七六】

長藩使者幕使中根の旅館を訪ひ之に物を贈り、併せて詰問書に對する答辯書を提出す。【七六】▲五月。在京諸大名馬鹿天覽。【九八】▲八日。會津藩京都守備兵新著。【九九】▲九日。この頃在京諸藩士頻りに御親征問題を議す。今日米澤及び長州藩士相會しまだ之を議す。議一致せず。【九三】▲此日中川宮眞木

和泉を召し離別を説く。【九三】▲十二日。長藩士米澤侯に謁す。侯容易に親征に賛成せず。【九三】▲近日御親征の事治定。【九五】▲十三日。御親征の勅出づ。【九五】▲薩藩高崎左太郎會藩公用

局員を訪ひ御親征反対運動を起す。【九八】▲會津藩一昨日來出發の歸郷兵を召還す。【九九】▲十五日。行幸親征御用途金十萬兩を加州、肥後、薩、久留米、土佐、長州等に課す。【一二三】▲十六日。御親征供奉員決定。【九五】▲今日。寅の刻中川宮參内御親征中止の件を奏す。【一〇〇】▲十七日。天皇書を下して中川宮を召し謀り給はんとす。【一〇六】▲十八日。中川宮參内。非親征滅の公卿諸大名また參内を命ぜられ、會薩及所司代の兵諸門を守り親征派の參内を禁じ、行幸御延引の勅諭を出さ

る。【一〇〇】▲この夜三條實美以下親征派の七卿長州藩兵と共に西下す。【一六】

其一 人物概覽

【ア行】

ア

赤根幹之丞
赤根 武人

安政大辯後篇、文久大勢一變下篇掲出。【六八】

秋月種殷

日向高鍋藩主。筑前守種任の子。天保十四年家督を嗣ぎ、佐渡守と稱す。藩治に銳意し、殊に教育に意を注ぎ藩士の子弟を選抜して江戸に學ばしめ、又海岸要港に砲臺を築き海防に備へ、明治維新の際兵を東北に出し功あり。明治七年三月死。年五十七。

秋月種樹

右京亮と稱す。實は種任の三男、種

秋月悌次郎

殷の弟、後その養子となる。天保四年十月生る。文久三年九月學問所奉行より若年寄格となり、元治元年五月辭す。慶應三年若年寄となり、十二月辭す。明治維新の後明治天皇侍讀、民部大丞、元老院議官等に歴任す。明治三十七年十月死。【一〇】名は胤永、字は子錫、韋軒と號す。會津藩士。天保中江戸に遊學し、弘化三年昌平臺に入り、後藩主容保に從ひ、京都に上り、國事に奔走す。慶應元年蝦夷の代官となり、戊辰の役兵馬の間に奔走し後幽囚せらる。明治維新後太政官、文部省、東京大學、高等中學等に歴任し、明治三十三年一月死。年七十七。【九九、一〇〇、一〇二、一〇四】

朝川 鼎

善庵と號す。松浦侯の臣。父片山兼

有馬遠江守

道純に同じ。尊皇攘夷篇掲出。【二

〇、二五、二七、四〇、四一、四二】

有馬中務大輔

井伊直弼執政時代掲出。【七〇】

イ、牛

池田慶篤

道純に同じ。尊皇攘夷篇掲出。【二

〇、二五、二七、四〇、四一、四二】

池田茂政

神奈川條約締結、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄後、樺田事變、文久大勢一變下、尊皇攘夷篇掲出。【一〇〇、一〇二、一〇四、一一六】

淺野氏祐

實は徳川齊昭の九男、幼字九郎丸。

伊賀守

岡山藩主慶政の嗣となり、文久三年

浅野紀伊守

二月家を承く。備前守、また彈正大弼

姉小路公知

と稱す。維新の際國事に奔走して功

八】

あり。明治三十二年十二月死。【九

四、一〇〇、一〇二】

阿野公誠

文久大勢一變中下、尊皇攘夷篇掲出。【一〇〇】

板倉勝靜

【二五、三五、三六】

板倉周防守
伊地知正治
五】

勝靜に同じ。【四一、四二】
井伊直弼執政時代掲出。【四三、四

ウ
【五八、六六、六七】

稻葉長門守
稻葉正邦
稻葉兵部少輔
井上信濃守
五】

尊皇攘夷篇掲出。【一〇九、一一七】
長門守に同じ。【一〇六】
日露英蘭條約締結、公武合體、安政
條約締結、井伊直弼執政時代、安政
大獄中篇掲出。【二二、二四、二五、
二六、三〇、三一、三三、三四、三
六、八六】

岩瀬肥後守
名は忠震、被理來航以前の形勢、日
露英蘭條約締結、公武合體、朝幕背
離篇、安政條約締結、朝幕交渉、
井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、
櫻田事變、開國初期、文久大勢一變
下篇掲出。【一二】
文久大勢一變上、尊皇攘夷篇掲出。
入江九一
文久大勢一變上、尊皇攘夷篇掲出。

宇宿彦右衛門

鹿兒島藩士。名は行貢。實は伊地
知季幹の六男。宇宿氏を嗣ぐ。若く
して砲劍の術を學び、弘化元年鳥頭
庭方製薬所掛となる。嘉永六年江戸
に祇役、田町海岸砲臺築造に關與
す。安政元年再び江戸に出で、蒸汽
船製造及電信寫真等の術を修む。つ
いで歸藩して集成館掛となる。萬延
元年汽船天祐丸購入の爲長崎に赴き
廻航す。爾來船舶成る毎に試運轉の
任に當る。文久三年七月英艦侵入に
當り水雷を敷設す。十二月長崎丸に
乗り大坂に廻航中、馬關海峡にて長
州兵に砲撃せられ船と共に沈没す。
贈從五位。【五一】

小笠原長行

櫻田事變、文久大勢一變上、尊皇
攘夷篇掲出。【七九、一一四、一一七】
上杉齊憲
上杉彈正大弼に同じ。【八二、一〇〇、
一〇二】

オ、ヲ

上杉彈正大弼

櫻田事變、文久大勢一變上、尊皇
攘夷篇掲出。【七九、一一四、一一七】

小栗下總守

長門守に同じ。尊皇攘夷篇掲出。【九
七】

正親町公董

文久大勢一變中篇、尊皇攘夷篇掲出。
【七一、七二、七三】

正親町實徳

文久大勢一變中、尊皇攘夷篇掲出。
【七一、〇六】

正親町三條實愛

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、
安政大獄前中、久世安藤執政時代、
文久大勢一變中下篇、尊皇攘夷篇

大場一心齋

文久大勢一變中、尊皇攘夷篇掲出。
【一〇〇】

大原重徳

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政
大獄前中後、文久大勢一變中下篇、
尊皇攘夷篇掲出。【二】

小栗上野介

又市に同じ。安政大獄後篇掲出。【一
二】

力行】

力

海江田武次

井伊直弼執政時代、安政大獄前後、
櫻田事變、文久大勢一變上中篇掲出。
【四五、四六】

桂 小五郎

右衛門
木戸孝允に同じ。神奈川條約締結、
安政大獄後、文久大勢一變上中下篇、
尊皇攘夷篇掲出。【六一】

加藤出羽守

川路左衛門尉
聖謨に同じ。文政天保時代、幕府
實力失墜時代、彼理來航以前の形
勢、彼理來航及其當時、神奈川條約締
結、日露英蘭條約締結、井伊直弼執
政時代、安政大獄前中後、櫻田事變、
開國初期、文久大勢一變 中下篇掲
出。【二二】

加藤出羽守

川路左衛門尉
聖謨に同じ。文政天保時代、幕府
實力失墜時代、彼理來航以前の形
勢、彼理來航及其當時、神奈川條約締
結、日露英蘭條約締結、井伊直弼執
政時代、安政大獄前中後、櫻田事變、
開國初期、文久大勢一變 中下篇掲
出。【二二】

川鰐公述

朝幕交渉、尊皇攘夷篇掲出。【一〇
】

鳥丸光徳

大納言光政の子。宮内大輔と稱す。
天保三年七月生れ、明治六年八月死。
【一〇一】

菊地伊豫

伊豫守また丹後守と稱す。名は隆吉。
通稱大助。文久二年七月勘定吟味役
より外國奉行となり、三年十二月大
目付外國奉行兼帶。元治元年六月免
職。八月外國奉行再役、慶應二年十
月禁裏附となり同月辭す。三年七
月寄合より外國奉行となり、四年正
月勘定奉行勝手方となり、同月辭す。
【一七、三四】

吉川監物

吉川經幹に同じ。【八〇、八六、九二、九
三、九四、一一〇、一一一、一一二、
一一三】

吉川監物

吉川經幹に同じ。【八〇、八六、九二、九
三、九四、一一〇、一一一、一一二、
一一三】

吉川經幹

一一四、一一五、一一六】

吉川經幹

周防岩國の藩主。初め龜之進、また
監物と稱す。後駿河守と呼ぶ。嘉永安
政以來國事に奔走し、文久三年八月
の變七卿を擁して國に歸り、翌年幕
府との戦争起る際戰つて功あり。

明治元年正月以來藩兵を率ゐて鳥羽
伏見及び東北に轉戦し功あり。明治
二年三月死。贈從三位。【一〇一、一
一一】

京極能登守
京極兵庫と同じ。安政大獄後篇掲
出。【二六、四〇】

來島又兵衛

久坂玄瑞
安政大獄後、文久大勢一變上中下、
尊皇攘夷篇掲出。【五八、六六、六八、
七〇】

久坂義助

玄瑞に同じ。【九二、九三、一〇一、
一一五】

五代才助

文久大勢一變中下篇掲出。【四八、
八、一一五】

近衛忠熙

朝幕交渉、非伊直弼執政時代、安政大獄前中後、文久大勢一變上中下、尊皇攘夷篇掲出。〔八三、九六、九七、一〇五、一〇六、一一〇、一二〇〕

近衛忠房

安政大獄中後、文久大勢一變上中、尊皇攘夷篇掲出。〔九六、一〇一、一〇五、一〇六、一一〇〕

小松清廉

帶刀に同じ。文久大勢一變上中下、尊皇攘夷篇掲出。〔三九、四〇〕

【サ行】

サ

西郷隆盛

彼理來航以前の形勢、公武合體、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後篇掲出。〔二九〕

澤宣嘉

朝幕交渉、文久大勢一變中、尊皇攘夷篇掲出。〔一〇一、一〇六、一〇八、一〇九〕

尊皇攘夷篇掲出。〔三九、四〇〕

【タ行】

タ

柴田貞太郎

朝幕交渉、文久大勢一變中、尊皇攘夷篇掲出。〔一〇一〕
朝幕交渉、尊皇攘夷篇掲出。〔一〇一、一〇六、一〇八、一一二、一一四〕
日向守と稱す。名は剛中。文久二年十二月外國奉行支配組頭より外國奉行並に移り、三年十一月外國奉行となる。慶應元年四月佛蘭西に使し、

三條實美

一一二

文久大勢一變中下、尊皇攘夷篇掲出。〔五七、七八、七九、九三、一〇〇、一〇一、一〇七、一一一、一一二、一一六〕

三條西季知

一一二、一一四

シ

滋野井實在

朝幕交渉、文久大勢一變中、尊皇攘夷篇掲出。〔一〇一〕
朝幕交渉、尊皇攘夷篇掲出。〔一〇一、一〇六、一〇八、一一二、一一四〕
日向守と稱す。名は剛中。文久二年十二月外國奉行支配組頭より外國奉行並に移り、三年十一月外國奉行となる。慶應元年四月佛蘭西に使し、

【タ行】

タ

高崎左太郎

尊皇攘夷篇掲出。〔一〇一〕
文久大勢一變上篇掲出。〔九九、一〇二、一一七〕

高杉小忠太
高杉晋作

尊皇攘夷篇掲出。〔六四〕
安政大獄後、文久大勢一變上下、尊皇攘夷篇掲出。〔六四、六五、六六、六七、六八、六九、七三〕

鷹司輔熙

一〇六、一〇七〕

武田耕雲齋

武田修理に同じ。彼理來航以前の形勢、安政條約締結、朝幕交渉、井伊

三年五月大坂町奉行となる。七月兵庫奉行兼帶。四年正月免職。〔一七、二七、三四〕
孝明天皇初期世相篇掲出。〔一〇一、久光に同じ。櫻田事變、文久大勢一變上中下篇掲出。〔三九、四三、四七、五六〕
雄藩、幕府實力失墜時代、彼理來航以前の形勢、彼理來航及其當時、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕背離篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、櫻田事變、文久大勢一變上中下、尊皇攘夷篇掲出。〔四三〕
櫻田事變、文久大勢一變上中下、尊皇攘夷篇掲出。〔三九、四〇、四五、五六、九六、九七〕

直弼執政時代、安政大獄前後、櫻田事變、開國初期、久世安藤執政時代、尊皇攘夷篇掲出。【一九、二〇、二一、二二、二四、二五】

テ

寺島忠三郎

尊皇攘夷篇掲出。【九二、九四、一〇八、一一五】

ト

徳川家茂

公武合體、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前後、安藤執政時代、文久大勢一變上、尊皇攘夷篇掲出。【三、一〇、一四】

徳川慶篤

水戸慶方に同じ。【一七】
尾州慶勝に同じ。【八三】

徳川慶喜

一橋慶喜に同じ。【九、三六】

徳大寺公純
戸田采女正

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前、久世安藤執政時代、文久大勢一變下、尊皇攘夷篇掲出。【九六、九七、一〇五、一〇六】

朝幕交渉、文久大勢一變上下、尊皇攘夷篇掲出。【八三】

名は氏正、幼名新二郎、大垣藩主、夙に尊皇の志あり、力を藩治に用ひ、天保の初年軍制を改革して洋式を用ふ。後幕府の嫌忌を受け致仕す。慶應中嗣氏彬早世し氏共立つに及び、陰に藩政を統轄す。維新的際東北に

出兵して功あり。明治九年六月東京に死す。時に年六十四。【一〇八】

朝幕交渉、文久大勢一變中、尊皇攘夷篇掲出。【一〇一】

豊岡隨資
【十行】

ナ

長井雅樂

安政大獄後、文久大勢一變上中下、尊皇攘夷篇掲出。【一二】

中川宮

青蓮院宮に同じ。安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、櫻田事變、文久大勢一變上下、尊皇攘夷篇掲出。【一一、五七、八二、八三、八四、九二、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇六、一〇七、一一六、一一七、一一八、一二〇】

中島名左衛門

名は喜勝、長崎の人、後、岡藩に仕ふ。始め高島秋帆の門に入り、又蘭人につき泰西の兵式砲術を學び、安政末年以來諸方を遊歴し、國事につとむ。ついで長州藩に聘せられ藩士の教授に任じ、兵制を洋式に改め、

檜崎彌八郎
南部甕男

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中、久世安藤執政時代、文久大勢一變上中下篇、尊皇攘夷篇掲出。【六一、八五、八六】

長谷信篤

中村九郎

朝幕交渉、文久大勢一變中篇掲出。【九八、一〇三】

文久大勢一變下篇、尊皇攘夷篇掲出。【七〇、九二、九三、九四、一一三、一一五】

文久大勢一變下篇、尊皇攘夷篇掲出。【六一、八五、八六】

中山忠光

中山忠能

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中、久世安藤執政時代、文久大勢一變上中下篇、尊皇攘夷篇掲出。【七一、八六、一一二】

文久大勢一變上中篇掲出。【五九】

高知藩士、從音の子。弘化二年六月生る。靜太郎と稱す。夙に勤皇の志

あり、文久中三條實美に従ひ、戊辰の役東山道先鋒となる。明治維新後司法省に出仕し、累進して大審院長となり、後樞密顧問官に任せらる。二十九年男爵を授けらる。大正十二年九月死。【一〇一】

二

錦小路賴徳

尊皇攘夷篇掲出。【一〇一、一〇六、一〇八、一一二、一一四】
朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、久世安藤執政時代、文久大勢一變下、尊皇攘夷篇掲出。【九六、九九、一〇四、一〇五、一〇六、一〇九、一一〇、一二〇】

野宮宰相中將

定功に同じ。【七八】

野宮定功
坊城中納言
坊城俊克

久世安藤執政時代、文久大勢一變下、尊皇攘夷篇掲出。【七九、八〇、一〇六】

野村和作

名は靖。尊皇攘夷篇掲出。【五八】

【八行】

野宮宰相中將

尊皇攘夷篇掲出。【七八】

波多野金吾
蜂須賀茂韶

尊皇攘夷篇掲出。【一〇一、一〇二】

羽倉簡堂

尊皇攘夷篇掲出。【一〇〇、一一六】

橋本實梁

尊皇攘夷篇掲出。【六九、七三】

波多野金吾
蜂須賀茂韶

尊皇攘夷篇掲出。【二〇〇、二二六】

服部歸一 開國初期、文久大勢一變中篇掲出。
葉室長順 【二】

尊皇攘夷篇掲出。【二〇〇】

日露英蘭條約締結、文久大勢一變上

篇掲出。【八六、九六】

士久用の子。天保四年十月生る。幕末の際國事に奔走し文久年間七卿に従ひ最も功あり。明治維新後農商務大臣、宮内大臣、臨時帝室編修局總裁等となり、特に大臣禮遇を賜はる。明治十七年子爵を授けられ、二十八年伯爵となる。大正七年十一月死。【七八、一〇一、一〇八、一一三、一一五】

東久世通禧 朝幕交渉、文久大勢一變中、尊皇攘夷篇掲出。【一〇一、一〇六、一〇八、一一二】

朝幕交渉、文久大勢一變中、尊皇攘夷篇掲出。【一〇一】

尾張慶勝 神奈川條約締結、公武合體、朝幕背離緒篇、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前後、文久大勢一變中、尊皇攘夷篇掲出。【八三】

土方楠左衛門 名は久元、大一郎と稱す。土佐藩

一橋慶喜

天保改革、彼理來航以前の形勢、神奈川條約締結、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、櫻田事變、文久大勢一變上下、尊皇攘夷篇掲出。【二、一三、二〇、二二、二五、二八、二九、三二、四二】

一柳兵部小輔

名は賴紹、伊豫小松侯。因幡守と稱す。天保三年八月家を受け、明治

平野二郎 二年七月死。【七九】

安政大獄後、文久大勢一變上篇掲出。

平岡圓四郎 【一一三】

朝幕交渉篇掲出。【一二一】
弘勝之助 名は忠貞、東明と號す。山口藩八組

士九郎右衛門の子。嘉永六年浦賀警備の任に當り、後兵庫警備に移る。文久二年藩主に從ひ京都にあり尊攘に力む。元治元年四月主命を奉じ藩兵の鎮撫に當り、事志の如くならず、禁門の變起るに及び慶司邸に於て自殺す。時に年二十八。贈正五位。【五八】

廣澤富次郎 安任に同じ。【九九、一〇〇、一〇二、一〇四】

尊皇攘夷篇掲出。【八二】
廣澤安任 文久大勢一變中、尊皇攘夷篇掲出。

廣澤忠禮 【八四】

福羽文三郎

名は美靜、津和野藩士。夙に國學を修め、維新の際王事に盡瘁して功あり。明治の後諸官を経て元老院議官となり、また貴族院議員となる。明治二十年子爵を授けらる。天保二年七月生れ、明治四十年八月死。(前篇福原とせるは誤植、故に重出)【一〇八、一一三】

淵上郁太郎

名は祐廣、筑後下妻郡水田村の人、少時醫を學び天草にありて診療に從事す。後江戸に出で大橋訥庵に學び、遂に訥庵に代りて諸名家に出入し學を講ず。文久元年久留米藩學の教授となり、平野、眞木等の士と國事に奔走す。元治元年京都池田屋にあり襲はれて微傷を負ふ。ついで長

州に逃れ薩長筑の聯合を策す。後大阪にあり幕兵に捕へられ投獄せらる。數月にして釋され幕長の和解を圖らしめる。慶應三年同藩士の挾視のため製殺せらる。時に年三十一。【一〇二】

〔マ行〕

眞木和泉

文久大勢一變上下篇掲出。【八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九七、一〇一、一〇八、一一六】

眞木菊四郎 文久大勢一變上篇掲出。【六六】

益田彈正

伊守また伯耆守と稱す。萬延元年三月家を承く。【一〇】

本田彌右衛門

文久大勢一變上下、尊皇攘夷篇掲出。【三九】

〔マ行〕

眞木和泉

文久大勢一變上下篇掲出。【八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九七、一〇一、一〇八、一一六】

眞木菊四郎 文久大勢一變上篇掲出。【六六】

益田彈正

彈正に同じ。【九二、九三、一〇一、一〇七】

松方助左衛門

右衛門介に同じ。【八五、九二】

松方助左衛門 文久大勢一變中篇掲出。【三】

木

本多主膳正

名は康穎。尊皇攘夷篇掲出。【一〇八】駿河田中藩主。豊前守と稱す。文政十二年七月家を承く。【一〇】

本多正寛

朝幕交渉、安政大獄前、櫻田事變、

當時、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕交渉、安政大獄前、櫻田事變、

久世安藤執政時代、文久大勢一變上中篇掲出。【一〇】

藤森弘庵 名は大雅、通稱恭助。朝幕交渉、安政大獄後篇掲出。【一〇】

松木弘安

後、寺島宗則と名のる。長野成宗の二男、松木宗保の嗣となる。天保三年五月生る。夙に蘭學を修め、後英國に留學し、歸朝後諸官を経て外務大臣となる。明治十七年伯爵を授けらる。同二十六年六月死。〔四八〕

松島剛藏

朝幕背離緒篇、安政大獄後篇、久世

文久大勢一變上篇、尊皇攘夷篇掲出。〔六一、六六〕

松平容保

朝幕背離緒篇、安政大獄後篇、久世

文久大勢一變上篇、尊皇攘夷篇掲出。〔六一、六六〕

松平相模守

朝幕背離緒篇、安政大獄後篇、久世

文久大勢一變上篇、尊皇攘夷篇掲出。〔六一、六六〕

松平修理大夫

朝幕背離緒篇、安政大獄後篇、久世

文久大勢一變上篇、尊皇攘夷篇掲出。〔六一、六六〕

松平春嶽

朝幕背離緒篇、安政大獄後篇、久世

文久大勢一變上篇、尊皇攘夷篇掲出。〔六一、六六〕

松平豊前守

朝幕背離緒篇、安政大獄後篇、久世

文久大勢一變上篇、尊皇攘夷篇掲出。〔六一、六六〕

水野忠精

朝幕背離緒篇、安政大獄後篇、久世

文久大勢一變上篇、尊皇攘夷篇掲出。〔六一、六六〕

水野癡雲

朝幕背離緒篇、安政大獄後篇、久世

文久大勢一變上篇、尊皇攘夷篇掲出。〔六一、六六〕

水野筑後守

朝幕背離緒篇、安政大獄後篇、久世

文久大勢一變上篇、尊皇攘夷篇掲出。〔六一、六六〕

水戸慶篤

朝幕背離緒篇、安政大獄後篇、久世

文久大勢一變上篇、尊皇攘夷篇掲出。〔六一、六六〕

壬生基修

朝幕背離緒篇、安政大獄後篇、久世

文久大勢一變上篇、尊皇攘夷篇掲出。〔六一、六六〕

宮城彦輔

朝幕背離緒篇、安政大獄後篇、久世

文久大勢一變上篇、尊皇攘夷篇掲出。〔六一、六六〕

向山榮五郎

朝幕背離緒篇、安政大獄後篇、久世

文久大勢一變上篇、尊皇攘夷篇掲出。〔六一、六六〕

宮部鼎藏

朝幕背離緒篇、安政大獄後篇、久世

文久大勢一變上篇、尊皇攘夷篇掲出。〔六一、六六〕

月大阪に於て免職、同二年十月寄合より外國奉行佛國奉使、勘定奉行次席、同四年三月若年寄を辭す。明治三十年八月死。【二五、二六、三〇、三一、三二、三三、三六】

七

毛利定廣

安政大獄後、文久大勢一變上中下、尊皇攘夷篇掲出。【五八、六一、六九、七一、七二、八五】

毛利左京亮

毛利讚岐守
名は元周。尊皇攘夷篇掲出。【七二】

名は元純。長門清末侯。實は木下俊敦の四男、天保三年十一月生る。出雲守元承の嗣となり、嘉永三年三月家を承く。維新の際、宗藩を輔け國事に盡力し、明治八年三月死す。贈從三位。【一一〇、一一一、一二二、一一五、一一六】

安井息軒

朝幕交渉篇掲出。【一〇】

【ヤ行】

ヤ

讀岐守に同じ。【一〇一、一〇九】

毛利慶親
彼理來航及其當時、井伊直弼執政時代、安政大獄前後、文久大勢一變中下、尊皇攘夷篇掲出。【六四、七一、七二、八五、九四】

元森熊次郎
名は春幹、字は子恭、放哉と號す。山口藩篠崎某の家に生る。文久三年五月久阪義助に従ひ、馬關戰爭に加はり、後奇兵隊に入る。翌年八月また外艦砲撃に功あり。戊辰の役越後に追撃し、小千谷を占領し、若松に進むの途彈丸に當りて傷き、ついで死。年二十五。贈正五位。【五八】

元森熊次郎

名は春幹、字は子恭、放哉と號す。山口藩篠崎某の家に生る。文久三年五月久阪義助に従ひ、馬關戰爭に加はり、後奇兵隊に入る。翌年八月また外艦砲撃に功あり。戊辰の役越後に追撃し、小千谷を占領し、若松に進むの途彈丸に當りて傷き、ついで死。年二十五。贈正五位。【五八】

柳原光愛
文久大勢一變下、尊皇攘夷篇掲出。【一〇九、一一〇】

山内兵之助
容堂の實弟、名は豊積。天保五年十一月生る。維新の前後、藩主を助けて國事に奔走し、功あり。明治二十二年男爵を受けられ、二十八年一月死。【一〇〇、一〇六、一一七】

【ワ行】

ワ

分部若狭守
安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、櫻田事變、文久大勢一變上下篇、尊皇攘夷篇掲出。【七二】

山口信濃守
尊皇攘夷篇掲出。【二七、四〇、四一】
山田市之允
安政大獄前後、文久大勢一變上中、尊皇攘夷篇掲出。【五八】

山田亦介
安政大獄後、文久大勢一變上中、尊皇攘夷篇掲出。【七一、九三、一一五】

吉田松陰

神奈川條約締結、孝明天皇初期世相、

索引

(ア行)

引

伊崎	二九九
石薬師	四八一
石薬師門	三二八
板橋	四三
乾門	三七六
石清水	三九三
指宿	三五三
今出川門	三五三
浦賀	一一八、一一〇
赤間關	三三四、三三一
赤馬關	三一九
赤馬關阿彌陀寺	三〇九、三〇八
赤水臺場	二四五
熱田	二五五
淡路松尾岬	三三三
尼ヶ崎	四九
洗出前	三四三
藍島	二八二
江戸表	一二九
江戸灣	三四三
遠州御前崎	二〇〇
ア、イ、ウ	一一一
エ、エ	一一一
オ、ヲ	一一一

近世日本國民史 索引

11

沖小島	一一〇、一二〇、二四〇、二四〇、二五〇、二六〇
小郡	二〇〇、三五〇、三五〇、三五〇、三五〇、三六〇
小郡口	二〇〇、三五〇、三五〇、三五〇、三五〇、三六〇
小郡丸尾崎	二〇〇、三五〇、三五〇、三五〇、三五〇、三六〇
男山	二〇〇、三五〇、三五〇、三五〇、三五〇、三六〇
尾道	一九〇、二〇〇、二一〇、二一〇、二一〇、二一〇
大久保	一九〇、二〇〇、二一〇、二一〇、二一〇、二一〇
大阪	二〇〇、二一〇、二一〇、二一〇、二一〇、二一〇

【力行】

カ

鹿兒島	一八〇、一八〇、一九〇、一九〇、一九〇、一九〇
鹿兒島灣	一九〇、二〇〇、二一〇
加田	一九〇、一九〇、一九〇、一九〇、一九〇、一九〇
神奈川	一九〇、一九〇、一九〇、一九〇、一九〇、一九〇
神奈川本陣	一九〇、一九〇、一九〇、一九〇、一九〇、一九〇
神瀬	一九〇、一九〇、一九〇、一九〇、一九〇、一九〇
龜山	一九〇、一九〇、一九〇、一九〇、一九〇、一九〇
龜山番所	一九〇、一九〇、一九〇、一九〇、一九〇、一九〇

喜入	一一〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇
祇園洲臺場	一一〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇
紀州加田浦	一一〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇
宜秋門	一一〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇
木曾路	一一〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇
紀淡海峽	一一〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇
京都	一一〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇
京都朝平門外	一一〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇
京都東洞院靖藥師下る町	一一〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇
清所御門	一一〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇

キ

加茂	一一〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇
鳥島臺灣	一一〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇
唐津	一一〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇
唐御門	一一〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇
刈屋浦沖	一一〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇
巖流島	一一〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇、一二〇

霧島温泉

霧島温泉	一一一
小根占沖	一一一
小松谷	一一一
小湊村	一一一
佐賀の關	一一一
佐賀の關海峽	一一一
佐賀門前	一一一
櫻木町	一一一
堺町門	一一一
潮平門前	一一一
櫻島	一一一
佐多の御崎	一一一
薩摩國	一一一
猿ヶ辻邊	一一一
三本木	一一一

ク

【サ行】

サ

京師	一七〇、一七〇、一七〇、一七〇、一七〇、一七〇
建春門前	一七〇、一七〇、一七〇、一七〇、一七〇、一七〇
小池	一七〇、一七〇、一七〇、一七〇、一七〇、一七〇
小池沖	一七〇、一七〇、一七〇、一七〇、一七〇、一七〇
小石川邸	一七〇、一七〇、一七〇、一七〇、一七〇、一七〇
小倉	一七〇、一七〇、一七〇、一七〇、一七〇、一七〇
小瀬戸	一七〇、一七〇、一七〇、一七〇、一七〇、一七〇
小根占	一七〇、一七〇、一七〇、一七〇、一七〇、一七〇

近世日本國民史 索引

四

- 品川 一四四、一七五
品川沖 八九、一三二
品川東禪寺 七四
鹽濱 二八二
下立賣門 三六六
鳥原 二七五
上海 二七五
集成館 二七五
准后御門 二四〇
城山 二四一、二四二
新波戸臺場 二四二、二四〇、二四一、二四三
ス

- 裏鴨 一四一
杉谷 二八四、三一一
砂揚場臺場 二八四
周防灘 二八四
住吉 二八四、二八八
新波戸臺場 二八四、二八五、二八六
ス

- 外浦 二八四
染井 二八四
高鍋侯 二八八
田中侯 二八八
谷山 二八九、二九〇、二九一
田ノ浦 二九〇、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三
田ノ首 二九〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五
玉里屋敷 二九〇、二九一、二九二、二九三
壇之浦 二九〇、二九一、二九二、二九三、二九四、二九五
タ

- 大里 二九〇、二九一、二九二、二九三
高鍋侯 二九八
田中侯 二九八
谷山 二九一、二九二、二九三、二九四
田ノ浦 二九二、二九三、二九四、二九五
田ノ首 二九二、二九三、二九四、二九五
玉里屋敷 二九二、二九三、二九四、二九五
壇之浦 二九二、二九三、二九四、二九五、二九六
チ

- 清和院門 三九六、五四九
セルヴィア 一九
外浦 二八四
染井 二八四
高鍋侯 二九八
田中侯 二九八
谷山 二九一、二九二、二九三
田ノ浦 二九二、二九三、二九四、二九五
田ノ首 二九二、二九三、二九四、二九五
玉里屋敷 二九二、二九三、二九四、二九五
壇之浦 二九二、二九三、二九四、二九五
タ

- 【夕行】

- 大里 二九〇、二九一、二九二、二九三
高鍋侯 二九八
田中侯 二九八
谷山 二九一、二九二、二九三
田ノ浦 二九二、二九三、二九四、二九五
田ノ首 二九二、二九三、二九四、二九五
玉里屋敷 二九二、二九三、二九四、二九五
壇之浦 二九二、二九三、二九四、二九五
チ

- 大里 二九〇、二九一、二九二、二九三
高鍋侯 二九八
田中侯 二九八
谷山 二九一、二九二、二九三
田ノ浦 二九二、二九三、二九四、二九五
田ノ首 二九二、二九三、二九四、二九五
玉里屋敷 二九二、二九三、二九四、二九五
壇之浦 二九二、二九三、二九四、二九五
チ

- 築地海軍所 一四九
土山 一四九
千代田城 一六七
ナ

【ナ行】

- 長崎 四七、一六六、一六七、一〇九、二三三、二四四、二五〇、二六一
中立賣門 三四八
中の關 三四八
七つ島岩 二〇四、二〇五、二〇六
生麥 二〇四、二〇五
鳴戸 二〇四
ナ

- 【ナ行】

- 長崎 四七、一六六、一六七、一〇九、二三三、二四四、二五〇、二六一
中立賣門 三四八
中の關 三四八
七つ島岩 二〇四、二〇五、二〇六
生麥 二〇四、二〇五
鳴戸 二〇四
ナ

- 潮音院 二三一
寺町門 二三一
天保山(大阪) 一五九
天保山(薩摩) 一〇九
天保山沖(大阪) 一八一
ト

- 【ト行】

- 東海道 一三一
東禪寺 一三一
十津川 一三一
ノ

- 【ノ行】

- 世近日本國民史 索引 五五五
根占 五五五
ノ

- 【ノ行】

五

- 野毛石炭藏 131
【ハ行】
袴腰 124
萩 124
馬關 100
馬關海峡 100
橋本 120
蛤門 120
濱松 120
早朝瀬戸 120
播州明石浦 120

八

- 萩 124
馬關 100
馬關海峡 100
橋本 120
蛤門 120
濱松 120
早朝瀬戸 120
播州明石浦 120

ヒ

- 日向灘 129
曳鳥 129
彦島 129
肥前佐賀 129

- 戸崎 129
辨天波戸 129
豊豫海峡 129
網島 129

ホ

- 燃崎 129
門司 129
門司鹽漬 129

- 陽明殿 129
山川沖 129
山川口 129
山口 129
山崎街道 129

ヘ

- 伏見 129
伏見街道 129
舟木 129
豊前田ノ浦 129
豊後海 129

- 姫島 129
救方 129
平川 129
兵庫 129
兵庫臺場 129

フ

- 姫島 129
救方 129
平川 129
兵庫 129
兵庫臺場 129

【マ行】

マ

- 松原通本國寺 128
前田 128
前田臺場 128
前の濱 128

- 燃崎 128
門司 128
門司鹽漬 128

【ヤ行】

ヤ

- 三田尻 128
水戸 128
南門前 128
御裳川 128
宮市驛 128
宮の原 128

- 湯田 128
由良港 128
横濱 128
横濱港 128

モ

- 三田尻 128
水戸 128
南門前 128
御裳川 128
宮市驛 128
宮の原 128

横山豪場	二三四、二三五
吉田	三六
吉野	一九五
與次兵衛瀬	二八一
淀	一四七、一四九、一五〇、一五一、一五二
米澤	四〇〇

【ラ行】

良英寺	リ
六連島	ロ
王子	二三七
勝元濱	二三八
勝元濱	二三九
勝元濱	二四〇

【ワ行】

昭和十年十月二十三日印刷

近世日本
國民史
攘夷實行篇 上製

定價金五圓

著者 德富猪一郎

發行者

東京市神田區錦町
一丁目十六番地

印刷所 東京市京橋區銀座西八丁目五番地
三樹退

印刷者 民友社印刷
齋藤計吉

社

吉所

發行所

東京市神田區錦町
振替東京四九九一一番

電 號 (25) 二一四七番

株式會社明治書院



終

